

平成 26 年度 厚生労働科学研究費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）

被災後の子どものこころの支援に関する研究

（研究代表者 五十嵐 隆）

分担研究報告書

被災後の避難の状況と避難児と家族のニーズに関する研究、および被災孤児の親族里親委託と支援に関する研究（研究分担者 山本恒雄）

その 2. 東日本大震災による被災孤児の親族里親委託と支援に関する研究

研究分担者 山本 恒雄 日本子ども家庭総合研究所 子ども家庭福祉研究部長
研究協力者 大久保 牧子 神奈川県中央児童相談所
永野 咲 東洋大学大学院博士課程

はじめに

東日本大震災では多くの親を亡くした子どもがいる。両親を亡くした子どもを震災孤児と呼び、いずれかの親を亡くしたが、もう一方の親がいる子どもを震災遺児と呼ぶ。ただし、今回の被災では被災以前にすでに一方の親を亡くしたか、両親が離別してひとり親家庭となっており、その唯一の親を亡くした子どももまた多くいた。生別していたもう一方の親が駆けつけて、残された子どもを引き取っていった事例もあるが、すでに新たな人生展開をみて、その子どもの属さない家族を形成してきていた親とその家族にとって、残された子どもを引き取って育てることは容易なことではない場合もあった。被災した地域は、比較的伝統的な社会構造が残っており、親族・家族の絆が他の都市部に比べると強い地域ではあったが、それでも様々な家族形態が進行しているなかで、子どもが置かれている立場は多彩であった。

多くの孤児が共に被災した親族の誰かに引き取られ、養育されている。社会的養護サービスの利用を要した事例はごくわずかである。こうした経過の中、親族による孤児の養育について「親族里親」の適用が国によって図られ、多くの孤児を養育しはじめた親族は、孤児についての自治体からの調査の初期段階で「親族里親」に登録することが勧奨された。現時点で孤児を養育している「親族里親」の大多数がこの時点での登録者である。「親族里親」は「里親」であるがゆえに児童相談所の継続的な状態把握と支援を受ける。しかし、孤児を養育している多くの親族は、自分たちを孤児となった身内の子を養育している「里親」として意識するより、一族の中で孤児となった子どもの面倒をみている「親族」「遺族」であると感じている。そのため、公的サービスとしての「里親への支援」は手続き的なもの、被災者への支援策の一環としての経済給付としての支援制度であっても、理念的な「社

会的養育としての行政との共同作業」とは受け止められていない。こうした文脈の中で、本研究班は大震災で親を亡くした孤児についての親族里親への支援の検討を開始した。

I 先行研究からの理解

1. 先行研究からの理解：子どもが示す反応発達と環境要因

大規模災害に被災し、重要な人物を亡くした子どもについては、ラファエルの「災害の襲うときーカストロフィの精神医学」

(Raphael 1986) に、それまでの研究をまとめたかなり詳しい言及が認められ、子どもの反応についての重要な指摘がある。以下にその一説を引用する。

「子どもの悲嘆は年齢、発達段階、それにその

悲嘆を解除できる程度によって異なる。災害の脅威や衝撃に対する子どもの反応には親が気づかないことが多いのだが、同じことが近親死に対する反応についても言えるのである。子どもは大人と同じパターンの反応は示さないし、死別時の子どもの行動・情緒両面での反応は見過されることもあるので、喪失によって子どもが影響を受けていないと一般には思われがちである。これは親がみずからの悲嘆に圧倒されていたり、あるいは子どもの苦しい気持ちに同調すれば逆に自分の方が頼りなくなって、自分の幼少期のつらい別離の経験を思い起こされたりするので、あえて子どもの気持を無視するのかもしれない。(石丸正訳)」

ラファエルはこれに続けて、子どもの年齢を標準的な指標として用いて、重要な人物の喪失に対して示す子どもの反応特徴をあげている。それらをまとめると表1のようになる。

表1. 子どもの年代別の重要な人物の喪失に対して示す反応とその理解 (Raphael 1986)

標準的な指標としての年齢	正常な条件下での標準的な反応	付帯する理解・留意点
3か月の乳児	自分の第一次的保護者の喪失に対してはたいしては泣き叫ぶなど一般的な苦表現を示すことで反応するものである。	
6か月から1歳半の乳幼児	母親との分離や母親の苦痛の悲嘆に対して極めて敏感になる。	もし母親との分離が長びいたり、母親が嘆き悲しんでいたりすると、幼児もその状況に対してははっきりとそれと判る動揺と弱さを示すだろう。
1歳半から2歳の幼児	情緒的な愛着が強かった人の喪失に対しては、悲嘆と思慕を表出する。	
2歳から5歳	失った人を求めて泣き叫ぶだけでなく、死に対する怒りと否認を示すだろう。そして思慕と抗議、悲哀と絶望も示すだろう。	この時期には死のもつ終末性を概念化することはまだできないから、人間が死んでいなくなったことを自分が拒絶されたのだと解釈したり、時にはその死者に対する自分の怒りの気持が具現したのだと考えたする。その考え方は具体的で、死者がどこにいるかを知りたがる。この年齢の子どもの中には死の肉体的な意味が判る者もいるが、たいしてはまだ理解できない。だから正しく理解するように手助けされない限り、死者がまだどこかで生きていてそこから帰ることができないか、それとも帰ろうとしないのだと思ひこむだろう。
5歳から8歳	死の終末性とその肉体的な現実感への理解は強まる。	この年齢になると自分を咎めたり物事を自分の願望がもたらした結果として受け止める能力とともに、自分にとって大切な人に対する愛憎がからまったアンビヴァレンスがより顕著になるので、死という事態に対してより強い罪悪感をもつことにもなる。
5歳から8歳 後半期	自分もまた死と無縁でないことが判ってきて恐れを抱いたりする。	この年齢の子どもは感情の解除に頼ろうとはせず、自己防衛的な現実否認をするかもしれないが、いずれにしても死を嘆き悼むことはできる。
10歳から12歳	一般的に現実否認、見せかけ、または死別を信じたくない願望を示す反応が多くなるが、それでも悲嘆と死	未来についての意識、さらに死別によって自分の今後が変化するだろうという認識が強まる。この年齢の喪失反応は、親の悲嘆や苦悩に対する

	者への哀悼を表明すべき機会があればそれを適切な形で表すことが多い。	自分の反応と家庭生活の混乱によって必ず複雑化する。
思春期	思春期には大人らしく「抑制した」行動をしようと苦闘するのだが、やはり恐怖と不安を感じている。当人は自分の悲嘆と困惑感からくるテンションを、その感情と直接的に取り組むよりむしろ向う見ずな言動や自慰的な試みによって、無意識のうちに行動化することもある。	恐怖と不安の感情は当人には「子どもっぽく」感じられる。そして悲嘆にそのまま反応したらしたで他者から非難され、反応しなくてもまた非難されるかもしれない。また死別を悲しんでいる親を支える大人の役割を果たすように期待されることも多く、そのような場合には自分の悲嘆は棚上げしなければならないだろう。家庭生活の混乱が不安反応を生むだろう。

石丸正訳 (1989) ラファエル著「災害の襲うとき カタストロフィの精神医学」256-257 から山本が作成
表 1. つづき 子どもの年代別の重要な人物の喪失に対して示す反応とその理解 (Raphael 1986)

標準的な指標としての年齢	正常な条件下での標準的な反応	付帯する理解・留意点
全年齢共通	悲嘆とは一見無関係のような行動となって反応が現れることも多い。特に男児には攻撃的な行動が増加する傾向があるし、退行現象もよく認められる。大げさに纏わりついたり、甘え、わがままなどの「分離不安」の反応も顕著である。引きこもり傾向もよくみられるが、この場合には当人は一見「おとなしくていい子」のように見えるため、その悲しみと苦しみが気づかれにくいことがある。睡眠に支障をきたすことも多い。情緒不安定から食生活の偏向や食欲減退が現れることもある。独りぼちになることを怖がり、またよく苛立つ。腹痛や頭痛など心身相関的な反応を示すこともある。	子どもたちは災害による喪失に対して典型的な悲嘆と哀悼のパターンどおりに反応することもあれば、またみずからの不安定さと自分に対する他者の反応のために、情動の解除が抑制されたり哀悼という精神過程が阻止されたりして、パターンどおりには反応しないことも多い。

石丸正訳 (1989) ラファエル著「災害の襲うとき カタストロフィの精神医学」256-257 から山本が作成

ラファエルによって示された子どもの反応についての指摘には、その後の様々な研究でも確認されてきた重要な二つの軸が示されているように見える。ひとつは近親者の死に対する子どもの体験、理解、表現には、年齢段階によって特徴づけられるような、発達による特徴があるということである。ここで注目されるのは、ラファエルも指摘しているように、たとえ生後数か月の赤ん坊であっても、重要人物の死、喪失には必ず反応するということである。子どもの喪失と悲しみを癒すガイドを 2000 年に著したゴールドマンの記述にも生後 2 か月半で父親を失った子どもが 1 歳を過ぎてから父の喪失の悲嘆と哀悼の感情を示した事例が紹介されている。そしてグリーンワークの重要な研究者で死生学 (thanatology) 者のウォルフエルトの言葉「子どもが愛することのできる年齢に達して

いたら、その子は悲しむことができる。」(Wolfelt 1983) を引用して、幼い子どもはその幼さのために親の死を悲しむことはないだろう、というのは誤った大人の考えのひとつであることを指摘している (Goldman 2000)。子どもはたとえ幼く、理解力や表現力が未熟であったとしても、自分を大切に思い、愛してくれている人、そして子どももまた、その人のことを大切に思い、慕っている人物との関係が失われた時、その喪失を悲しみ、悼むことが出来るのだと常に理解しておくことが重要である。

ただし、若い年代の子どもは、自らの体験を大人と同じような言葉で表現したり、話し合ったりすることはできない。また、幼いがゆえに、大人とは違った経験の理解、事態の受け止め方をする。子どもに寄り添う大人は、目の前にいる子どもの経験の仕方、物事の受

け止め方を基本的に理解したうえで、どのように子どもとその経験を分かち合うのが良いか、よく考えられるように支援されることが大切である。

親を失った、あるいは親と離別した子どものケアについての様々な研究が、こうした子どもの成長・発達段階ごとの特有の経験の仕方についての情報を提供してきているが、それらの研究は同時に、ラファエルが既に指摘しているように、もう一つの軸を重ねて理解することの重要性も指摘してきた。

二つ目の軸は、環境との相互作用、それぞれの環境的な状況が子どもとの間に作り出す影響の大きさである。先に引用したラファエルの指摘にあるように、子ども自身の様々な事情、子どもに接する大人の反応、態度、考え方・感じ方、周囲の環境が相互に混じり合い、響き合って、子どもの経験と反応、表現に大きな影響を与える。災害はそれまでの子どもの人生、子どもを取り巻く環境世界、人々のすべてに何らかの形で降りかかり、そこから複雑な反応が引き起こされていく。先述したゴールドマンは、「喪失と悲しみの神話」として以下の10項目を挙げている。

1. 悲しみと別離と弔いは同じ経験である。
2. 死と魂(スピリチュアリティ)について、おとなは子どもに即座に説明できる。
3. 悲しみと別離と弔いの経験には段階がある。
4. おとなの悲しみは、身近な人を失った子どもには影響を与えない。
5. おとなは、子どもを泣かせるような話題は避けるべきである。
6. 活発に遊んでいる子どもは、悲しんではない。
7. 赤ちゃんやよちよち歩きの子どものは、幼いのでまだ悲しまない。

8. 親、教育者、宗教関係者は、喪失や悲しみについていつでも説明でき、その資格がある。

9. 子どもは悲しみを「克服して」次に進む必要がある。

10. 子どもはお葬式に連れて行かないほうがいい。

(ゴールドマン 天貝由美子訳 2005)

神話の答えはいずれもまず「No」であるところから理解が始まるのだが、その3において、「悲しみと別離と弔いの経験には段階がある」を挙げている。重要な人物の喪失の経験には固有の段階があるといった説明がしばしば与えられているが、それは標準的な理解のための枠組みとしては意味があるが、個々のおとな、こどもの経験としては「誰もが自分なりのやり方で、また自分のペースでアプローチする」ことを知る必要があるとされる。「支援者は子どもがどのように悲しみ、どのようにそれを表現すべきかを前もって言うてはならない」。支援者であるおとなは「子どもが今、どの過程にいるかを子ども自身が大人に伝えやすいようにすること」が重要なのだ、とゴールドマンは指摘している。そして子どもが示す近親者の死と喪失についての悲しみと別離と弔いの経験は、子どもだけでなく、そこにいる大人たちの経験と反応、支援者を含む周囲の環境とのやり取り、さらにはそれまでの子どもの成長とその生活環境や人間関係が織りなす網目の中でのみ展開していくことを理解しておく必要があるのである。

2. 先行研究からの理解：子どもが示す反応内容と過程

ゴールドマンは先述の「神話」の1に「子どもの悲しみと別離と弔いは同じ経験である」というメッセージを取り上げ、その違いを述べている。悲しみと別離(喪失)そして弔いを区別

して理解することは、子どもの悲嘆と哀悼の体験に誰かが寄り添うとき、特に重要となる。

「悲しみ」とは人や物、観念や価値ある関係を失うことに対して生じる正常で内的な感情反応である。「別離」とは何かを喪失することで、人や物、価値ある関係、親の死や家、生活、自分の夢や尊厳、自己価値感を喪失することに直面することである。「弔い」とは悲しみという内的体験を受け入れ、喪失に直面した者がそれを自分の外に向かって表現することである。「弔い」には個人と社会の接点があり、個人の側からの独自の表現や個別・固有の内的体験の表現と、地域社会や固有の文化が共有し、維持してきた伝統的な儀式の双方が関わってくる。これら「悲しみ」、「喪失」、「弔い」の3つの次元で、重要な人物の喪失における子どもの内的体験とその過程の表現を読み取ることが重要となる。そこでは個々の子どもの「悲しみ」と「喪失」の体験そのものが、またそれらの表明である「弔い」が、発達的な段階による違いと、子どもと環境世界の流動的な相互作用によって様々に変化しつつ進んでいくことを理解しておくことが重要となる。例えば地域社会が示す「弔い」の過程に子ども自身が十分に参加・体験できないでいた場合（それは単なる子どもの年齢による場合もあれば、周囲の大人の判断による配慮の場合もあるだろう）、子どもの「弔い」はその子独自の過程として、いつかどこかで必ず表現され、遂げられなければならないと理解する必要がある。

3. 先行研究からの理解：リモートミスとトラウマ後の成熟

幼少期に親を失うという経験は児童期逆境体験（Adverse Childhood Experiences：

ACEs）の項目のひとつであり、その深刻なインパクトが人生に与えるダメージはかなり大きいとみなされてきた（CDC 1998～2011）。他方で、社会的に重要で困難な役割を果たし、多くのトラブルを乗り越えて社会に貢献してきた人物の成育歴に、しばしば幼少期に親を失った経験が共通して認められることもまた見出されてきた（Eisenstadt 1989, Iremonger 1984）。日常的な言葉で言うなら、人生早期に親を失うということは、その人に大きな打撃を与え、その後の人生に影を落とすのだが、それでもその後の経過をみると、様々な苦悩・苦境にさらされながらも、不適応に陥るだけでなく、粘り強くその後の人生の苦境を乗り越える生き方に至る人たちもあるのだということになる。ただしその人たちは、自身が負って来た人生経過を良かったとは思っていない。その人たちは、選択の余地なく逃れられなかった自身の不幸、逆境に出会い、懸命に生きた結果として不適応か適応かといった2極分布にたどり着いたといえるのだろう。こうした知見は最近のトラウマにおけるレジリエンス（回復力）や、トラウマ後の成熟（post traumatic growth）（Calhoun, Tedeschi 2006）として注目されている事柄とどう関係するのだろうか。トラウマ後の成熟という観点では、深刻な人生経験のダメージによる症状の苦しみが続く中でも、精神的な成熟や覚醒、人生に対する積極的な態度が形成されていく事例が多くあることが見出されてきた（Joseph 2011）。このプロセスが、喪の仕事（作業）、悲哀の仕事（作業）、grief work、mourning work と呼ばれてきた過程と併行してどのように進むのか、その過程をどう理解すればよいか注目されている。それはトラウマケア、グリーフケアと呼ば

れる支援においても重要な意味を持つとみられるからである。

これに関連する事柄に *remote-misses* と呼ばれる事柄がある。最近、グラッドウェルというコラムニストの著書 (Gladwell 2013) に引用されて再び注目されているのだが、それは第二次世界大戦時のナチス・ドイツの空襲下にあったロンドン市民の反応を検討した研究者が提起した。それは、空襲下にロンドンに留まっていた多くの市民が無差別爆撃を経験しながらも、深刻なパニックや恐怖に陥いるどころか、むしろ超然として高い士気を保っていた理由の説明として提出された。研究では当時のロンドンの市民を 3 群に分けている。ひとつめは爆撃による死者の群である。彼らはもはや他の市民に持続的な影響を与えることが無い。ふたつめはニアミス群である。彼らは殆ど死ぬところだったひどい経験をし、目の前で人が命を落とす場面を目撃し、ダメージを受けた人たちである。おそらく現在の理解であれば深刻なトラウマを負った人たちである。三つめがリモート・ミス群である。彼らは激しい音や炎は見ているし、家じゅうの物がひっくり返るような衝撃や振動を経験しているのだが、直接的なダメージを受けることはなく、ひどい場面にも遭遇せず、最悪の時をやり過ぎた人たちである。彼らは強い予期不安の下で実際の激しい空襲を経験し、しかも結果的にはダメージを負うことが無かったために独特の爽快感、高揚感、確信的有能感と敵に立向かう士気に満ちた体験者となっていた。ロンドン大空襲下のロンドンではその数が多かったために、ナチスドイツの、空襲によってロンドン市民を恐怖とパニックのどん底に

陥れる目論見は外れたのだと言われている (MacCurdy 1943)。

災害の被災者の中にも、被災直後に強い高揚感が認められることは先のラファエルも指摘している。ただし、リモートミスにあたる経験は目立たない。災害の被害がより軽微であった場合の一時的な興奮と高揚感が認められる程度である。

「この時期には高度の覚醒状態、幸福感、さかな相互支援的対人交流をともなった興奮・高揚感が子どもにも認められる。自分の生存の喜びが後ろめたくて、それを子どもに気づかれないように抑制しようとしている大人にとっては、子どもが浮かれて笑いはしゃぎ回ることが一種の脅威のように感じられるかもしれない。

災害によって従来の生活の壁が破れ、しきたりや規律が崩れ、朝からハンバーガーを食べるような事態、それに他者を救助し手助けすることの興奮に、子どもたちも仲間入りするだろう。」

(Raphael 1986 石丸正訳)

ただし、それは長くは続かない。

「大人と同様に子どもにとっても、被災後の興奮が収まるのには何時間か何日もかかるかもしれないが、やがて失われた物事に次第に気づき始める。親の不安、心痛、悲嘆、絶望が子どもに衝撃を与える。家族のしきたりの崩壊がこんどは苛立ちと不安をもたらすようになる。これまでは嫌っていた学校、しつけ、宿題などの習慣が、この時点ではむしろ安心感をもたらすであろう。」 (Raphael 同上)

大規模災害はロンドン空襲の経験群に比べると、はるかに多くのニアミス群を生むのだといえるかもしれない。そして、もしもリモートミス群がいたとしても、覆いかぶさる大規模な破壊とその損害の重荷が彼らを目立たなくしてしまうのかもしれない。ラファエルが指摘するように生き残った幸運と喜びは周

りの悲嘆と哀悼の大きさの中では抑えられる。それでも、長い時間経過の中で見れば、あの大変な状況のさ中にありながら、幸運にも、最悪の事態を免れることができ、たまたま生かされた体験をテコにして、それからの人生を全く違った形で生きていこうとする人たちが、過酷な状況に出会ってそれに立ち向い、ずば抜けた粘り強さと激しい闘志をもって、それを乗り越えていこうとする人たちの存在がやがて明らかになってくるかもしれない。ただし、すぐには見えては来ないとみられる。これに比べると、トラウマ後の成熟（post traumatic growth）を体験している人はもっと早くから、多くの人たちに認められるかもしれない。震災被災者の支援報告の中にも震災後を生きる人たちの中に、被災の経験が契機となり、それまでの人生に比べて、より積極的に生きていこうとする人たちがいることが報告されている（例えば吉田 2013）。このことは派生的な出来事としてではなく、もっと根本的に、しかし、声高にではなく、静かに注目されてよいと思われる。

4. 先行研究からの理解：支援の基本姿勢

被災児への支援は、およそ3つの次元に分けられる。ひとつはより根本的な支援全体の枠組みとその基本的な価値観である。もとよりその中で、子どもとその養育者への支援のあり方はどうあるべきか、という観点に課題は分岐する。もうひとつはより具体的な手順や手法、技法の適用についてである。当然これも子どもとその養育者への効果的な適用はどんなことかという観点に分岐する。3つめは支援者自身への支援のあり方である。大規模で悲惨な災害の支援においては直接的には被災者でない支援者もまた、その支援の過程

において自身が支援を必要とする立場に置かれる。もとより東日本大震災における子どもへの支援においては、多くの被災者が支援者であり、養育者もまた被災者であり、それら内部被災者による子どもへの支援のありかたと、外部支援者に対する支援のあり方の両方が問われる。

4-1 先行研究からの理解：支援の基本的な枠組みについて

国連総会の決議によって設立された IASC(Inter-Agency Standing Committee：機関間常設委員会)によって作成された「災害・紛争等緊急時における精神保健・心理社会的支援に関する IASC ガイドライン」では3つの重要なポイントが認められるとされている。それは、①支援サービスはサービス提供団体の連携による多層的な支援を展開していくこと、②支援活動は被災者のニーズに基づいて実行されるべきであること、そして、③支援活動においては、被災コミュニティにおける内部資源を活用すること、の3点である（小林 2013）。

①の連携による多層的な支援は、被災により親を亡くした子どもへの支援においては、被災者全体に対する救済・復興支援、親族を亡くした遺族への支援、親を亡くした子どもへの支援、と単純に分けても3層になる支援の総体として展開されるべきであろう。支援の実施・展開においては、地域における自治体の全体的な福祉、母子保健、児童福祉、医療、復興支援の各領域、里親会や社会福祉協議会、民間団体等による支援などが重層的に展開する領域である。今回の調査では、児童福祉行政サービスと里親支援に注目したが、それは全体から見れば一部である。

②の被災者のニーズに基づく実行、についてはこれまでの多くの支援についての課題として強調されてきた「出しゃばらない支援」、「邪魔にならない支援」「押しつけがましい支援にならないこと」「自己完結的な支援者であること」、すなわち、支援のかかわり自体が対象者にさらなる負担や苦痛を呼び起こしたり、問題・症状を維持させることにならないように配慮することの重要性に結びつく。もちろん関与するからには、何のきっかけを作ることもなく、ただ受け身に接するだけでは大切な支援ニーズを見落とすことになってしまうかもしれない。しかし、親を亡くした子どもへの支援においては、その時期や接点による違いはあるが、支援の表明自体が当事者への負担となり、苦痛を呼び起こす危険性が高く、直接的な支援の提示は難しい。また子どもへの支援では、その子どもを日常生活において守り、育てているおとなへのかかわりが重要となるが、そのおとなもまた、もうひとりの被災者であり、遺族であり、支援を要するもう一人の主人公である。支援テーマのデリケートさと、対象の二重性の扱いがポイントとなる。吉田は津波遺児への継続フォローにあたっては、「万が一、役に立てないとしても迷惑をかけてはいけない」という姿勢を基本とし、決して支援者が被災者より前に出てリードするような設定をしないことの重要性を強調している。またひとつの接点を通じて多くの関与者が共に関わられるような設定の重要性を取り上げている（吉田 2013）。

③の「被災コミュニティにおける内部資源を活用する」ということについては、まず対象となるコミュニティをいかに理解し、そのコミュニティとの接点をどのように作るかが重要となる。それなしにはコミュニティにお

ける内部資源にアクセスすることは難しい。今回の被災地の特徴は歴史的に個別的な地域特性が比較的持続的に維持されてきた地域であること、岩手三陸、宮城沿岸、福島浜通りの海浜地区およびその内陸部との関係性についてはそれぞれに地理的、歴史的に地域特性が違っていること、また被災の性質においても原発放射能問題にさらされた福島とそれ以外ではかなり被災とその後の状況が異なることがある。それぞれのコミュニティの特性理解に合わせた内部資源の活用にはそれなりの理解が必要となる。

4-2 先行研究からの理解：支援の具体的な手順や手法、技法の適用について

4-1のIASCガイドラインに照らせば、②支援活動は被災者のニーズに基づいて実行されるべきであるとされる。初期支援においては「こころのケア」という設定が現場になじまず、しばしば浮き上がった余計な介入に陥ったこと、生活の安全・安心の確保に力点を置き、日常的な支援の場を再開させる中で「毎日の困りごと」に焦点化した聴き取りが重要であったことが確認されてきている。特に日本の災害支援では、マッサージや足湯、呼吸法、入浴サービスなど、身体的なケアを通じて心身の安定化を図る、ストレスを軽減するための支援が初期に効果的であったことが指摘されている。またそうしたストレス対処のプロセスを各時期ごとの特徴とその対応を取り上げながら、当事者・関係者に分かりやすく提示した情報も認められる（山口ら 2011）。富永は被災者支援のプロセスを段階に分け「災害後に必要な体験の段階モデル」として整理し（富永 2011）、その流れに沿った子どもへの支援を段階的に進めていく方策を提案、

検証している（富永 2014）。基本は生活の再建、日常生活への復帰が第一の課題である。

多くの被災死者を経験した地域社会においては、日常生活への復帰において、まず、日常的な生活としては限定的なことではあるが、その地の伝統に根差す服喪追悼、弔いの行事が、一定の日常性への復帰としての意味をもつ。親を亡くした子どももまた、その一員として参列し、親の死を悼み、多くの友達や知人、それにつながる人たちの死を悲しみ、弔うことが遂げられるように支援することが必要である。

被災者であることと、近親者を亡くした遺族であることの二重性をケアするためには、一方で多くの被災者に共通するべき支援、自然に生じる被害体験の再体験反応に対するリラクセーションを身につけて身体反応や感情をコントロールできる自信を培うこと、ストレスマネジメントを普及させることが重要である。併せて子どもの面倒を見ている周囲の大人と支援者がつながること、力を合わせて安全・安心の場を確保し、みんなで子どもの面倒を見ることができるように、心を合わせられるようになることが重要である。子どもに関しては地域社会や学校、所属集団の生活を部分的にでも早期に再開させ、毎日の生活の充実に向かえるような環境整備を図ること、乳幼児とその養育者にとっては健診や育児支援の場、遊びの場の早期再開を図り、養育者と子どもが共に日常的な枠組みでの相談や育児サービスを受けられるようにすることが重要である。

親を亡くした子どものトラウマケアに関しては、一般的には段階的なプロセス、1 衝撃、2 否認、3 パニックや怒り、4 抑鬱と精神的混乱、5 死別の受容、あるいは 1 理解する、

2 悲しむ、3 思い出をつくる、4 前に進む、などの段階的なプロセスが紹介されているが、先に挙げたゴールマンもグリーフケアの手引きを著している水澤・ジョンソン（2010）もそれらの段階は理解の目安にはなるが、実際のプロセスは人それぞれの固有の進展を遂げると指摘している。もとよりラファエルも指摘している通りである（表1）。さらにはトラウマ後の成長に注目し、トラウマに起因する問題・症状への対処と併行して進む精神的変化、意識の変革の支援に注目してきたカルホーンらやジョセフも、トラウマ後の個々人の対応と回復の過程は、それぞれ固有の進展を遂げること、理解のための標準的なモデルとなるプロセスはあるとしても、それに要する時間、内容・表現、変化のスピードはその当事者に任せるべきであり、支援者はそれに寄り添い、支えることの重要性を強調している（Calhoun, Tedeschi 2006, Joseph 2011 前掲）。これらの内容的なまとめは本研究のテキストブックの方を参照されたい。

4-1 の IASC ガイドラインの③支援活動においては、被災コミュニティにおける内部資源を活用することは、これまでは災害問題というよりも、国際的な新興国支援において特に強調されてきた課題であるが、今回の大震災のような広範囲な地域の大規模破壊とその復興の方策が問われる状況では、地域外からの支援者の支援投入のあり方においてその重要性が注目されてきた。本研究のテーマである被災当事者である遺族による親を亡くした子への支援を考える際には、その被災コミュニティにおける内部資源の活用そのものが鍵である。

5. 先行研究からの理解：被災コミュニティ

の理解について

5-1 被災によって顕在化する地域社会の課題

大災害の復興における被災コミュニティの理解については、その都度、共通認識が確認されてきた。すなわちこれまでの大災害では、それぞれの地域社会が抱えてきた特有の課題が指摘されてきた。ただし、ひるがえって眺めれば、それらの課題は、その時点で日本全体が各地域で抱えてきた課題の顕在化であった。阪神・淡路大震災では少子・高齢化社会の課題が、中越震災では過疎化による限界集落をめぐる課題が顕在化した。東日本大震災では貧困な地域経済、脆弱な医療福祉の課題が指摘されてきた。また被災地域社会とそこで暮らす住民の伝統的な暮らし、生活文化に配慮した人間復興が重要であるとの認識が強調され、被災地の復興においては東北地方のアイデンティティをいかに受け継ぐかが問われることとなった（室崎 2013）。河村はグローバリゼーション・ダイナミズムの中での日本の社会経済・国家システムの根本的な問題、地域の社会経済的疲弊とコミュニティの空洞化の趨勢における「ローカル」の再生こそが今回の復興で問われているとし、東北・三陸海岸の地域が持つ固有の歴史・文化・生活価値は「字・大字レベル」で連綿と受け継がれてきており、そこにグローバリゼーションのダイナミズムによる圧力のもとで、持続的な社会経済の未来を開くための豊かな基盤があるとの認識から、「衣・食・住・生業・文化」一体の「字、大字」からの再生こそが、「3.11」東北大震災・津波被災地の復興と再生への途であるとしている（河村 2013）。また、濱田は日本の漁業のあり方、さらにはグローバルな魚資源とその動向のさ中で揺れる日本の漁業のあり方の観点から、東日本大震災が東北

の漁業に与えたインパクト、日本全体の漁業に与えた影響とその課題の整理を試みている（濱田 2014）。東北沿岸部の漁業と漁業社会のあり方は、復興における課題と方向性として極めて重要な課題のひとつであり、海浜の漁業社会のあり方として活発に議論されている（東北学院大 2013）が、本研究の課題は被災した子どもとその養育者への支援なので、これ以上詳しくは触れない。ただ、それらの課題の姿からも、歴史的経過の中で形成されてきた地域社会、生活文化や人々の価値観、行動規範などの理解が重要であることが、指摘されていることに注目したい。

5-2 先行研究からの理解：被災地の地理的・歴史的・文化的特性

東日本大震災の被災地である沿岸部は、古くから大規模な飢饉と津波被害を繰り返すようむってきた地域である。記録によれば南部藩九戸郡では1611年から1751年の140年間に10回の津波被害、その他洪水被害が発生しており、仙台藩宮城郡では1608年から1866年の258年間に地震、噴火、山崩れ、暴風雨、洪水、豪雪、干ばつ、大火、海難などの天変地異が115回記録され、いずれも多数の死者・流民を出す事態を繰り返し経験している。ひとつの災害に襲われて、そこから何とか立ち直りが遂げられつつある頃には、また次の災害に襲われるといったペースである。こうした過酷な条件下で例えば南部藩所領の岩手郡・三陸地域の漁民村落では子どもは3人以上は養えないという申し合わせがあったという記録もあり、中絶、間引きの風習が広く一般的であった。中絶・間引きの風習は、各村落ごとに他所者には分からないよう、隠語化されて表現されているのだが、岩手三陸では

その地域別の呼び名・風習の種類がきわめて多いことが昭和初期の調査によって示されており、それは、険しく入りくんだりアス式海岸によって多くの集落が互いに交流することなく孤立的・閉鎖的な形で併存してきたことを示す証拠ともなっている（益田 1972）。

南部藩、後の盛岡藩の藩主南部家は 1180 年に源頼朝に初代当主：南部光行が出仕して以来、実に 700 年間、明治になるまで同じ岩手の地を領有し続けた、まれな大名家である。岩手県の人たちの話に今なお南部藩の名前がしばしば認められる所以であろう。これに対して仙台藩は 1601 年に伊達政宗が居城を米沢から仙台に移して以来の南部藩からみれば後続・新参の大名家であった。しかし仙台に移った正宗はそれまでの戦国武将から通商・産業を振興・発展させる才覚ある政治家に変身し、米沢から仙台に移った時点ではわずか 16 万石であった藩を、一代で 63 万石、実質的には 100 万石を超える、当時の全国大名中では第 3 位の大藩に仕立て上げた（南部藩は当時 23 万石）。しかし、繰り返す襲う天災・飢饉の復興対策と徳川幕府との緊張関係、財政運営の失策等により、仙台藩の財政は幾度となく壊滅的な打撃を受け、逼迫した状態のまま明治を迎えたと言われている（岡本 2013）。

南部藩も仙台藩も 1600 年代に大規模で困難な治水・利水事業に取り組み、その結果、両藩の米の収穫高が大幅に上がり、内陸部は米の生産地として発展するのだが、干ばつ、天災による飢饉を幾度も経験し、領民は過酷な経験を繰り返さなければならなかった。そうした状況の中、南部藩の所領では、念仏踊りが普及し、強力な秘密結社の様相を呈し、それが組織的で激しい百姓一揆が繰り返された背景になったと言われている（益田

1972）。

経済的には、1671 年に東回りの廻船航路が開設されたことにより、江戸の市場に海産物が出荷されるようになり、三陸の漁村集落でも江戸の市場に参入する動きがあったと言われている。また岩手は江戸初期まで金の採掘で栄え、そのため 1615 年頃から仙台藩の侵入による領地争いが勃発し、盛岡藩と仙台藩は各地の藩境で対立した。これらの対立は未だに岩手内陸部で「伊達者」に対する反感として住民感情の中に強くその影響が残っている。

南部藩領地での金の産出はその後急速に衰え、1600 年代後半から 1700 年代には銅山に変わっていくが、幕府の支配統制もあって銅山経営は財政的・経営的には不安定な状態が続き、盛岡藩の直轄となっている。産出した銅は夏は北の野辺地から、冬は南の石巻から千石船で大坂に運ばれた。岩手の地はこうした鉱山経営を背景に江戸末期から日本で最初の西洋式の製鉄業が始められた地でもある。製鉄業はやがて南部藩の事業となり、当時の技術と地域状況に適合した小規模単位の近代的製鉄業として出発するが、明治になり、政府主導の方針で強引に進められた官営製鉄炉が、その技術的未熟さのために破綻して廃炉となるなど、紆余曲折があり、1886 年、元薩摩藩御用商人の田中長兵衛が、以前から地元で進められていた製鉄技術からの小規模高炉を苦勞を重ねて再興し、釜石で今日まで続く近代製鉄が確立した。この釜石の製鉄業では、地元住民の雇用が 8 割を占めたといわれ、地域の伝統を重んじた復興であったことがわかる（岡本 2013）。

今回、被災地となった東北沿岸部は、こうした社会経済の動きの中で、頻繁に天災、飢

饑に襲われ、過酷な環境を生きてきた。南部藩の岩手三陸地域はいずれも地理的に内陸部と遠く離れ、沿岸部の村落同士も険しい地形によって細かく分断されてきた。経済的には少数の名主が集中的に支配管理していた経過があり、個々の漁民は貧しかった。宮城に下るにしたがって海運業や鉱物資源の積み出し港として、漁民以外の様々な商業経済活動を担う生活民が混在する地域社会が形成され、明治以降も海運業の導入、製鉄業の導入などが大きな影響を与えたとされているが、基本的には厳しい海を生活の場としてきた住民意識がある。宮城から福島に下ると、地形の違いから沿岸部の村落同士の孤立・細分化は岩手三陸ほど際立ってはみられなくなるが、漁撈圏の区分、また内陸部との生活文化の違いは共通している。

益田はこうした漁撈社会の価値観を、丹念なフィールドワークを通じて3つの特性としてとらえ、その結果としての地域住民の行為様式を整理しようとした。3つの特性とは、自然の客観性、投機的性格、危機的性格である。以下それぞれの内容を紹介する。

「自然の客観性」: 自然の力の神秘・不可測性、自然に対する人間の能力の限界、自然と人間の共存のむずかしさ などについての理解を高め、自然の客観性に即した行為と自然の恩威二様の力に対する行為を漁民の側が設定・用意することになる。

「投機的性格」: 自然を前にして人は豊漁と不漁を任意にコントロールすることはできない。豊漁は短期に莫大な富をもたらす、不漁の苦境を忘れさせる程の派手な消費生活をもたらすが、ひとたび不漁が続くと自活を補う程度のおぼろげな田畑しか持たない漁民はどん底生活に喘ぐことになる（「百姓貧乏に漁師乞食」

などと表現されてきた)。そうして漁村の不況対策が検討されるようになるのだが、再び豊漁がおとずれると大漁景気に不況対策は消し飛んでしまう（「漁業は水もの」とか「宵越しの金は持たない」など）。

「危機的性格」: 海を生活の主たる生産の場とする限り、漁民は常時、生命の危険が伴う活動に関わる（板子一枚下は地獄）。また鎌倉時代に編纂された「廻船式目」では難破船はそれを発見した現地の村の財産とし、神社・仏閣の造営費に充当すると規定して勝手な略奪・強奪の弊害を防止しようとしたとされるが、それほど頻繁に海難事故・遭難があったということ、そうした財産の処分において発見者による略奪（時には難破者の殺害やわざと難破させるようなこともあった）が起っていたということを示している（益田1970）。

益田は以上の3つの特性から「多獲 vs 安全操業」、「採択・受容志向型行為 vs 拒絶・排除志向型行為」、「科学的・合理的行為 vs 宗教的要素を帯びる非合理的行為」など、「自然の恩威二様の力のあり方」に対応する二項一対の行動法則・価値観のあり方を漁撈社会の特性を理解するための枠組みとして提案している。結果として、流動的な自然との直接的な関わりが強い漁業部落は農業部落に比べて、扱う魚種、漁撈圏、漁法、漁期、漁具、経営規模、農業との結びつきなどの地域差が大きく、個々の部落を単位とする地域的特性は、地域社会の封建制、封鎖性、地理的な孤立と相まって細分化が顕著であるとしている（益田 同上）。益田と同じ1970年代に岡本は民俗としての漁民の世界を、自由性と商品経済性を軸に「生と死、海と陸、男と女、漁業と農・商業など、幾重にも引き裂かれた異質な世界を

自己または家族の中に統一しているのが漁民なのだ」と述べている（岡田 1978）。高桑はこの岡田の検討を踏まえ、漁民を海の持つ生態的条件、家族の財力、個々の漁民が才覚と経験的嗜好で主体的に選択してきた漁撈技術・技能の3つの要因による多様な存在形態を示すとしてその特性を述べている（高桑 1994）。いずれにおいても漁民社会はその基本的性質において多様性と流動性を持ち、極めて小規模単位で個別化した特性を持つ。集団が分業化していても全体として一致した生産活動とそれを支える価値観に軸足のある農耕社会に対して、個別・独自の技能と判断・才覚によって獲ることと売ることのバランスをとり、常時、豊漁と不漁の競合的・流動的状況における商業的営為の観点から活動し、投機性と、非日常的・違反的非常手段（えびす盗み、灰盗みなど、豊漁を続ける船から縁起物を盗んでツキを盗み取るとか、他人が持つ技術・情報を盗むことなども含まれる）もいとわれない積極的・闘争的な価値観をもった小規模で独自の価値観に軸足が置かれるところに漁民社会の特徴があると言えるだろう。例えば、漁場の特性や技法においては、決して周囲に漏らしてはならない、知られてはならない、秘密があるということや、周囲が不漁である時に、自分たちだけが豊漁であることで経済的成功が互いに約束される、といった競争的な状況が常にある。前掲の濱田はさらに「漁村が閉鎖的なのは「限りある海の資源を平穏に利用したい」ということが第一にある」と指摘しているが、近代～現代の漁業のあり方にまでつながる指摘である。

これらの知見をもって、あらためて東北地方の沿岸部を見ると、特に三陸沿岸部では、現代においても、ほんの数キロ離れた場所

では生業のあり方が大きく異なる村落が連なっている実態があるとともにその歴史的経過（明治以降を含め）も場所により複雑に違っていることが報告されており、この小規模単位の独自性と過酷な歴史を生き抜いてきた閉鎖的な伝承世界をもった漁民社会の価値観、生活文化のあり方の理解は、東北沿岸部の支援・復興において重要な鍵であるに違いない（吉野 2013）。

5-3 先行研究による理解：被災と遭難死に関する地域文化の理解

東日本大震災の津波避難に関しては、東北地方三陸沿岸地域を中心に語り継がれてきた「津波でんでんこ」が注目された。矢守（2013）はその歴史的な経過と共にその言葉によって伝えられて来た被災史を背景にした災害対策情報としての意義に注目し、「でんでんこ」ということばが持つメッセージを、①自分の命は自分で守る：自助原則の強調、②我がためのみならず：他者避難の促進、③みんなが同じように行動する：相互信頼（共助）の事前醸成、④亡くなった人からのメッセージ：生存者の自責感の低減、の4つの多面的・重層的なメッセージとして取り上げ、「でんでんこ」が緊急避難のメッセージであるとともに、事前の家族やコミュニティのあり方、事後の人心の回復やその結集にも大きな意味をもつ、矛盾や葛藤を含みこんだ情報・知恵であり、総合的な災害リスクマネジメントの必要性を先駆的に予見した言葉であったことを指摘している。矢守はこれに加えて、今回の被災で注目された災害弱者への自主防災対策としての救助対応が多く犠牲を生んだことと「でんでんこ」の矛盾の指摘（毎日新聞社 2011）を取り上げ、この課題が扱う矛盾・葛藤・対立を自覚的に抱え込みつつ、災害情報が集約

され、検討が続けられることの重要性を指摘している。事実、東北地方三陸沿岸地域は歴史的に見て、繰り返し津波による大規模災害を経験してきた地域であり、その歴史性、経験史を背景とした知恵の検討が重要であることは間違いない。

歴史的に繰り返されてきた被災は、もう一つの重要な側面、すなわち多くの災害死者の発生を繰り返し経験してきたコミュニティの歴史的・地域的な意味を考える必要がある。これについては川村（2012）の重要な指摘があるので、しばらく川村の指摘に沿って、課題を概観する。

古来、災害死者とは命を途中で絶たれ、非業の死を遂げた者であり、生き残った人たちはその残念無念の死に思いを凝らす。川村によれば（川村 2012）、非業の死者の怨みをなだめるために供養や鎮魂の儀礼が定められ、歌舞音曲をもって慰め、供養塔を建てて記憶に留め、後世に伝えようとした営みが、民俗行事や芸能として全国各地に存続している。盆踊りはそうした風習と連なる部分を持ちつつ日本全国に広く認められるものだが、岩手の鹿踊りや鬼剣舞、獅子振り、福島 of 念仏踊りなども死者の霊の弔いとして行われてきた行事である。民俗学の折口（折口 1976）によれば、念仏踊りは若者が成熟のための修行を行うことによって、その地域で世代を共有していた未完の死者の霊魂もまた、苦行を遂げて成熟に至ろうとする、そのために行われるのだという。そうして非業の死を遂げた未完の霊魂を成熟に至らしめ、往生へと導くために念仏踊りが行われるというのである。生者と死者が繋がって共に成長・成熟に至るといふ霊魂観が背景にある（川村 同上）。岩手の鹿踊りは子どもが担う地域伝統芸能である

が、これも、幼くして命を落とした子どもの霊のための踊りであると言われている。東北地方には下北のイタコに代表される口よせという死者の霊との交流・交信の伝統が各地にあり、死者の霊魂と生者が生活の中で繋がっているといった霊魂観が広く認められる。過去数百年、多くの人々が過酷な運命に繰り返し翻弄され、そのたびに命を落とした身内の死者の霊魂をいつも身近に感じ取りながら生きてきた歴史が、これらの伝統文化、生活観・人生観の背景にあるとみられる。こうした文化は表面的には廃れ、人々の意識の中ではもはや遠い過去の伝承文化の名残に過ぎなくなっているようであっても、多数の魂の苦悩や危機が訪れるような状況においては、そうした古来からの感覚こそが重要な意味ある鍵となって立ち現れてくるに違いないのである。

6. 先行研究による理解：被災コミュニティにおける支援

6-1. 被災コミュニティにおける内部資源の活用としての親を亡くした子への親族里親

親を亡くした子どもへの支援において、東日本大震災はひとつの新たな試みを加えることとなった。親族里親制度の適用である。阪神・淡路大震災以来、大規模災害で親を亡くした子どもは、その多くが親族に引き取られ、養育されてきた実態がある。東日本大震災でもその傾向は変わらず、社会的養護サービスを一時的にでも利用した事例は少ない。さらに国は親を亡くした子どもの多くが親族、祖父母や親族が中心となって、自らも大変な被災状況の中で孫や甥・姪たちの養育にあたっていることに対して、組織的に親族里親、養育里親制度の活用を働きかけた。これは自治体、児童相談所による遺児・孤児の実態把握

のための調査に併せて、紹介され、登録が勧奨された。一部の親族は、その必要が無いとして手続きを取らなかったが、かなりの親族が、初期の行政からの調査・接触段階で、親族里親の手続きをとることとなった。ただし、その人たちは自身が行っている子どもの養育を、一般的な「里親」のイメージとしては見えていないのではないと思われる。何よりもまずみんなが遺族であり、そして共に大切な身内を亡くした者が、その身内の子：親を亡くした孫や甥・姪を、心ならずも命を落とした身内の代わとなって引き継いで育てているのである。一般的な「里親」から出発する概念の優先順位である、社会的な契約と公的サービスの価値観の元での子どもの養育、あるいは何らかの事情で、公的機関からの委託を受けて身内の子を責任をもって預かることになった養育、とは全く異なった価値観と心情がそこにある。それは統一的に「親族里親」と呼ぶことに違和感すら感じざるを得ないようなあり方ではないかとみられる。

親を亡くした子ども達の親族による養育は、親族里親の養育と位置付ける前に、まず、被災コミュニティにおける被災者間の相互ケアに属することがらである。一家・一族が集住して長年暮らしてきた地域コミュニティにおいて、そうした相互の養育ケアは、大小の災害が起こるたびに、幾代も引き継がれてきた営みである。おそらく自ら手を下さざるを得なかった水子を含め、救えなかった親・兄弟を含め、そこには常に傍らに漂う死者と生者の共鳴する慟哭、魂の気配が流れていると理解しなければならない。部外の者がしばしば厳しく拒まれ、また時をかけて開かれてゆく他所者ならでの接点、身内たるものの背負う闇（と他所者には見える）の深さはこうし

た地域コミュニティのアイデンティティに深くつながっていると理解しなければならない。

震災で親を亡くした子への親族里親による養育は、その大部分が被災コミュニティにおける内部資源の活用に該当する営みである。そこに関係する人は基本的に当人自身が被災者であり、遺族である。その支援においてのみ、他所者が入りこめる余地がどの程度ありそうか、よく考えてみなければなるまい。こうした支援においては、支援であつてもなお、あるいは支援であるからこそ、被災コミュニティの内部資源の活用、内部関与者との連携なしには、ことは進まないとみるべきであろう。

6-2. 被災コミュニティへの外部からの支援のあり方

被災したコミュニティへの外部からの支援では、まずコミュニティ側の受け入れ窓口の確立と、その窓口における連携が重視される。同時に被災地にできるだけ負担をかけない自己完結型の支援派遣が重視されてきた。児童相談所職員の被災地派遣についてのガイドラインの検討においては被災状況の把握を含め、被災地側に出来るだけ負担をかけない自己完結的な事前準備の重要性が指摘されている（才村ら 2012）。おそらく被災地の文化、コミュニティの事前理解ということになれば、それはコミュニティ側の窓口となってくれる人のコミュニケーション能力に大きく依存することになるが、発災後のストレスが高い状況で、これはおそらく負担が大きすぎる。むしろ平時からのコミュニケーション、準備が必要であるとみられる。上述のガイドラインに関する調査研究では広域に南北・東西の府県間、都市間で、互いの地域特性が理解し合える関係を含め、災害時支援協定を結んでお

くことの重要性が指摘されている（小野 2012）。ただ、既に起こってしまった被災への支援では準備不足も前提条件のひとつとなる。今回の大震災の支援はまさにその条件下での活動となった。これについては二つの対策が提起されている。①初動の緊急支援に続く支援では繰り返し同じ場所に同じ人が支援に出向くこと、特定の職員の長期派遣に切り替えること、及び、②現地職員の増強、である（才村 2012 小野 2012）。この観点から孤児・遺児の親族里親への支援も考える必要がある。

この課題に関連して、もう一つ重要な指摘がある。社会行動論の研究者、杉万（2010）は現代の日本社会には重要な3つのトレンドがあることを指摘している。すなわち①「集団主義」から「マイルドな個人主義」に向かうトレンド（伝統的で保守的な共同体から、職場や家庭といったつかず離れずの適度な濃さの人間関係へ向かうトレンド）、②「マイルドな個人主義」から「本格的な個人主義」へ向かうトレンド（高い抽象的な規範、理念、思想に基づく厳格な個人主義に向かうトレンド）、③「マイルドな個人主義」から「溶け合う身体」へと回帰する」トレンド（職場や家族の場でのマイルドな個人主義を括弧に入れて被災地の修羅場に駆けつけ、その時そこにいた人たちにしか経験できない「濃い共有体験」を求めるトレンド）の3つである。そして今後20年程度の近未来では、③のトレンドが急速に主流になるだろうこと、②と③を混同してはならないことを指摘している。前出の矢守（2012）はこの指摘を引用して、たまたま出会った特定の被災者、被災地に対して集中的に支援を続けたり、特定の地域の取り組みにエネルギーを投入するボランティアや

研究者の出現を取り上げ、彼らを「ストックな交歓者」として定義している。実は東日本大震災の支援における被災コミュニティへの外部からの支援の課題は、まさにこの第3のトレンドを持つ人たちを必要としているのではないと思われる。それはおそらく海外での大規模災害への支援においても既に認められつつある傾向であり、今後の日本における大規模災害時の支援において重要な要素となるとみられる。特定の地域への集中、具体的で濃厚な共通体験をキーにした長期の活動こそが、限局的で長い歴史的固有性を持つ被災地への支援に適応する支援のあり方であると思われる。

7. 先行研究による理解：東日本大震災で被災した子どもの状況と支援課題

発災からの時間経過の中で、被災した子どもの状況とその支援課題については様々な状況と支援課題についての報告、情報が蓄積されてきている。特に親を亡くした子どもの状況と支援課題については、孤児の養育にあたっている親族里親への支援を通じて情報が集められてきた（高橋 2013、卜藏 2013、山崎 2014 など）。それらはいずれも個別的な体験に結び付く情報が中心で、総括的なまとめにはなじまない性質のものが多いが、被災後、3年が経過しても、子どもとその被災養育者における課題の全容は時間経過と共に変化を続けており、なお十分に明らかではないということが注目される。

被災した子ども全般への支援においても、支援を要する子どもの全てが支援の窓口に登場しているとは言えない状況が続いているように見える。3年目を前にしての状況認識として、臨床的な支援現場からは例えば以下の

ような事項が課題状況として報告されている。指摘事項は5点である。①2年半たってようやく症状を表し始めた子どもたちの存在がある、②ストレス状況下での生活が遷延する中で、症状の個別性が強まり、背景が複雑化している、③身体化・行動化しない症状（感情麻痺、回避、抑うつなど）が見逃されている可能性がある、④トラウマからの回復にはさみ状格差の進行（回復群と停滞群への2極化）がみられる、⑤被災体験のちがいがからくる被災した子ども同士の温度差の拡大がみられる、等の指摘である。また集団の遊びで被災が大きかった地域の子どものは、そうでない近隣地域の子どものに比べて、いったん興奮が始まると、感情のコントロールや指示に応じた切り

替えが難しくなる子どもが多くみられ、集団の統制が失われやすい状態が認められるなどの指摘もある（日本児童青年精神医学会シンポジウム 2013）。

子どもたちの示す不安や不調は、保護者が感じている不安や不調と有意に関連していることが、各地で報告されている。例えば表1は仙台市で平成23年9月から平成25年3月までの間、乳幼児健診を受診した（通常の健診率は90%前後）親子のこころとからだの相談問診票における問診項目の陽性率の変化を観察したものである。検診受診時に子どもの示す状態と保護者自身の心身の状態を保護者に問診票によってチェックしてもらい、それを時系列に並べて分析したものである。

表1. 平成23年9月～平成25年3月の乳幼児健診受診者にみる子どもと保護者のこころとからだの相談問診票項目の陽性率の推移 仙台市

問診項目陽性率(%)の変化	1:6健康診査 親子の陽性数の親子の相関 r=0.408 P<0.001 Pearsonの相関係数 子ども 保護者		2:6歯科健康診査 親子の陽性数の親子の相関 r=0.542 P<0.001 Pearsonの相関係数 子ども 保護者		3:0健康診査 親子の陽性数の親子の相関 r=0.568 P<0.001 Pearsonの相関係数 子ども 保護者	
		20.9 ⇒ 8.2	25.8 ⇒ 20.6	16.1 ⇒ 9.5	19.0 ⇒ 19.1	21.3 ⇒ 16.0
食欲がなくなった		—	—	—	—	—
親にしがみついて離れなかつたり、後追いが激しくなった	—	—	p<0.001	—	p<0.001	—
おもらし、おねしょ、便秘をするようになった	—	—	—	—	p<0.001	—
以前に比べてなかなか寝付けなかつたり、夜中によく目を覚ます(あまりよく眠れない)			p<0.001	p<0.001	p<0.001	
すぐ泣く・興奮する		—	—	—	—	—
必要以上におびえたり、小さな音にびっくりしたりする(おびえ:子どもの項目表記) ちょっとした物音や揺れに対してひどく驚いてしまう(保護者項目の表記)	p<0.001	p<0.001	p<0.001	p<0.05	p<0.001	p<0.05
そろそろ落ち着きがなくなつたり、集中力がなくなつた	—	—	p<0.05	—	—	—
暗い所・特定の場所を怖がるようになった	p<0.001	—	p<0.001	—	—	—
以前に比べてぜーぜーしたり、体や目を痒がるようになった(アレルギー-症状)	p<0.001	—	—	—	—	—
頭痛、腹痛、吐き気、めまいなどの身体の不調を感じる	—	—	—	p<0.05	—	—
イライラしたり怒りっぽくなった	—	—	—	p<0.01	—	—
いろいろと不安だ	—	p<0.001	—	p<0.001	—	p<0.001
気分が落ち込んだり、寂しくなつたりすることがある	—	—	—	p<0.01	—	—
悪夢に悩まされることがある	—	p<0.01	—	—	—	—
物事になかなか集中できない(落ち着いて取り組めない)ことがある	—	—	—	—	—	—
子どもについて当たってしまうことが増えた気がする	—	—	—	—	—	—

陽性率の低下についてはCochran-Armitage傾向検定を使用

仙台市 震災後の子どもの心のケア実施報告書 平成26年3月 の資料より山本が作成

これをみると親子の陽性項目の数に有意な相関がみられており、親子の共有する体験の質も関係するが、時間経過の中で、親子の状態が互いに相手の状態に影響を与え合っている可能性が高いことが示されている。また低年齢の子ほど、比較的短期に不安症状などは消失する率が高いが、年長になるに従い、問題・症状の変化は少なく、症状がある場合には継続的に不安症状等がみられていることが分かる。

その他の個別的な事柄については研究班の調査の項で扱うこととしたい。

II 方法

調査対象の性質上、現地での調査は関係者へのヒアリングを行うこととした。当事者への接触はプライバシーの性質上からも、これまでの諸般の状況、各地の反応、報告等をよく吟味したところ、よほど具体的な当事者へのメリットが明確に示せると確認され、かつ当事者側からの要請がない限り実施しないこととした。もちろん現地において当事者との接触が可能となる場面があればその都度検討することとした。

二つ目は児童相談所を軸とした支援状況の把握のために、全国の児童相談所への支援状況調査を実施することとした（別紙）。今回の大震災は全国へ避難した子どもについての調査でも明らかのように、極めて広域に人が移動していることに特徴がある。孤児や遺児についても全国各地への移動・転出がみられている。この動きは今後の大規模災害に際しては、全国各地の福祉機関が直ちに被災者支援に直接関与することを想定しなければならないという課題を示しているとみらる。

個人情報の取り扱いについては、被災者としての心情、プライバシーのデリケートさに配慮し、調査情報については、一切個別事例が特定されないように配慮して扱うこと、調査対象者の特定も可能な限り避けることを基本とする。また報告においては数値情報を中心とし、個人が推定される形の呈示は避けることを原則とする。また回収された諸データは報告書のための処理が終了した時点で溶解処理されることとした。自治体への調査にあたっては個々の当事者の同意を取ることが困難であることから、数値情報と個人情報を含まない事項のみの調査集計とし、各自治体が保持する個人情報保護条例の許す範囲内での回答を依頼することにより、調査への回答をもって個人情報保護の要件は一応満たされたものとみなすこととした。なおこの調査研究は日本子ども家庭総合研究所の倫理規定委員会の承認を得て行われる。

III. 調査結果

3-1 数的把握状況

3-1-1 被災者の実態

東日本大震災における東北3県の震災孤児と遺児の状況は公式には厚生労働省が各県資料をまとめて平成24年10月末現在として公表した数字を一応の標準とすることが定着しているようである。表2はその件数一覧である。

ただしこの件数は様々な派生数値を背景に持っており、条件が微妙に違うとその数値も微妙に推移している。例えば発災時点で18歳直前、直後には18歳を超えて18歳未満児から消えていった子どもが宮城県だけで9名確認されており、その子らは宮城県の126名に

は含まれていないことが確認されている。また発災以降、被災3県内で親族の居住場所に合わせて転居した子どももあり、被災後の転入・転入者を数えると人数は変わる。さらには調査により、震災関連死として後に認定された人の子どもも、追加され推移している。そのいくらかの数字は自治体ごとの把握数として、個人情報保護の観点から公表は差し控えられたまま推移している。

まず、把握されている震災孤児の年齢別人数(図1)と2012年10月末時点での居住場所別人数(図3)を示す。

図1からみると孤児に0~2歳児はいない。またこの人数のまま年齢推移するとすれば、平成27(2015)年10月末時点では震災孤児は154人、最年少は6歳台で、震災当時就学前だった子どもはおよそ10人弱ということになる(図1 図2)。

表2. 東北3県の震災孤児と遺児の状況

		岩手県	宮城県	福島県	合計
震災孤児		94	126	21	241
内訳	施設入所	0	2	0	2
	親族等による養育	94	124	21	239
	合計	94	126	21	241
震災遺児		481	902	139	1522

2012年10月末現在 厚生労働省(各県資料)

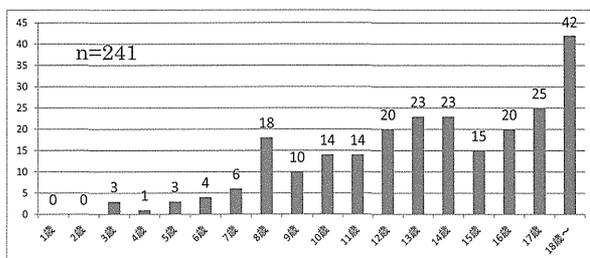


図1. 東日本大震災による孤児 年齢別人数 2012/10月末

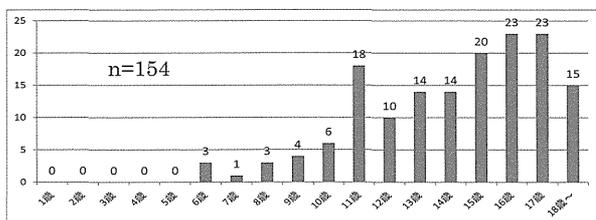


図2. 東日本大震災による孤児 年齢別人数推計 2015/10月

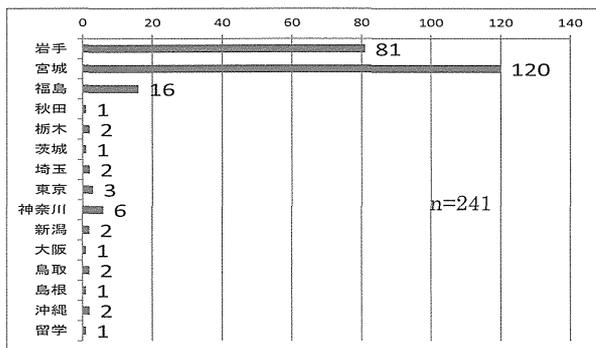


図3. 東日本大震災による孤児 居所別人数 2012/10月末

図4は本調査班が東北3県の行政機関に取材してまとめた数値による平成24年9月1日時点での孤児とその親族里親委託の状況である。人数は同年10月末とされている人数と一致している。親族里親については子どもの出身地を照合確認できていないものが13人あ

ったことを示している(その他として提示)。

確認されている孤児のうち、およそ半数が親族里親として登録した親族による養育になっているが、岩手県で確認されている親族里親による養育は35%でやや少ない。

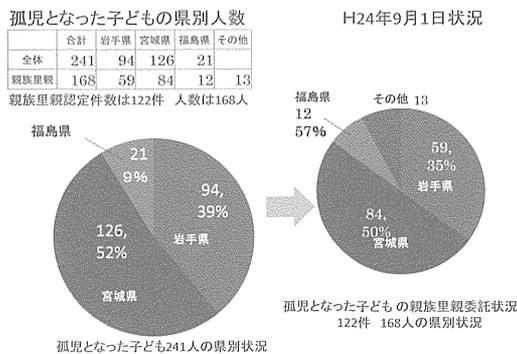


図4. 東日本大震災で孤児となった子どもの状況

図5は孤児となった子どもの居住状況である。確認されたのは241人中224人で祖父母とおじ・おばとの同居が最も多く(いずれも

88人:計176人)、離別した父21人、離別した母5人を含め、祖父母かおじ・おば以外の人と住んでいるのは41人:21.4%である。

孤児となった子どもの居住状況:同居人

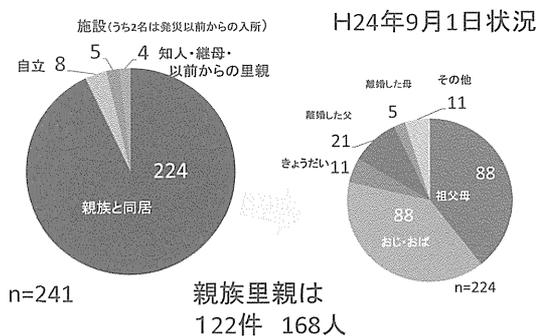


図5. 孤児となった子どもの居住状況:同居人

ちなみに遺児(いずれかの親を亡くした子ども)についても各県の状況を調査したので報告する。3県での遺児は平成25(2013)年7月31日時点で1568人が確認されており、その内訳は表3のとおりである。これを図に

すると図6となり、宮城県の被災児が多いことがわかる。子どもたちの平成25(2013)年7月31日時点での居住状況を把握できたのは1482人で大半が母子家庭か父子家庭となっている。日本の一般的状況として母子家庭・父子家庭の経済状況、養育状況は必ずしも楽